

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年6月23日(2016.6.23)

【公開番号】特開2015-204963(P2015-204963A)

【公開日】平成27年11月19日(2015.11.19)

【年通号数】公開・登録公報2015-072

【出願番号】特願2014-86498(P2014-86498)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月26日(2016.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1面側に装着され且つ底面に複数の端子が配列された底面端子型電子部品と、

第2面側に装着される複数の個別電子部品と、

を有する電子回路基板を備え、

前記電子回路基板上に前記個別電子部品の情報を示す識別情報が表記された遊技機において、

前記個別電子部品は、

前記底面端子型電子部品の裏面側の位置以外に装着された第1電子部品と、

前記底面端子型電子部品の裏面側の位置に装着された複数の第2電子部品と、に構成され、

前記識別情報は、

前記第1電子部品から第1距離を介して該第1電子部品の近傍に表記された該第1電子部品の情報を示す第1識別情報と、

前記複数の第2電子部品からなる第2電子部品群から前記第1距離より長い距離を介して、前記底面端子型電子部品の裏面側の位置以外に表記された複数の第2識別情報からなる第2識別情報群と、を有し、

前記第2電子部品群が複数形成され、該第2電子部品群に対応した前記第2識別情報群が複数表記されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明に係る遊技機は、第1面側に装着され且つ底面に複数の端子が配列された底面端子型電子部品と、第2面側に装着される複数の個別電子部品と、を有する電子回路基板を備え、前記電子回路基板上に前記個別電子部品の情報を示す識別情報が表記された遊技機

である。前記個別電子部品は、前記底面端子型電子部品の裏面側の位置以外に装着された第1電子部品と、前記底面端子型電子部品の裏面側の位置に装着された複数の第2電子部品と、に構成され、前記識別情報は、前記第1電子部品から第1距離を介して該第1電子部品の近傍に表記された該第1電子部品の情報を示す第1識別情報と、前記複数の第2電子部品からなる第2電子部品群から前記第1距離より長い距離を介して、前記底面端子型電子部品の裏面側の位置以外に表記された複数の第2識別情報からなる第2識別情報群と、を有し、前記第2電子部品群が複数形成され、該第2電子部品群に対応した前記第2識別情報群が複数表記されている。

また遊技機は、電子回路基板上に装着されている個別の電子部品の情報を示すために視認可能に表記される識別情報として、電子部品から第1距離を介した位置として電子部品の近傍に表記された第1識別情報と、電子部品から前記第1距離より長い第2距離を介して表記された第2識別情報と、全部又は一部の前記第2識別情報に対して表記された囲い線とを有する電子回路基板が取り付けられている。

識別情報は必ずしも部品近傍の第1識別情報のみとはせず、第2識別情報を用いて表記することで、部品配置やその密集性に関わらず、電子部品毎に識別情報をわかりやすい状態で表記できる。そのうえで、第2識別情報に対して囲い線を設けることで、第2識別情報の認識性を高める。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記した遊技機においては、前記囲い線が表記された前記第2識別情報に対応する電子部品に対しても囲い線が表記されていることが望ましい。

このように電子部品と第2識別情報のそれぞれに対して囲い線を設けるようにすることで、それぞれの認識性を高める。

また遊技機においては、電子部品に対する囲い線と、その電子部品に対応する前記第2識別情報に対する囲い線に対して、それぞれ対応関係を示す対応マーカが表記されていることが望ましい。

これにより囲い線の対応関係が対応マーカにより明確に示される。

また遊技機においては、前記電子回路基板は、識別情報を形成する文字の上下方向が、遊技機本体の上下方向とは逆方向とならない状態で、遊技機に取り付けられていることが望ましい。これにより遊技機に装着された状態での識別情報の視認性を高める。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0102

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0102】

また特に図18Aのように囲い線32で囲われた識別情報群27における複数の識別情報25について第3距離K3をもって表記することで、識別情報群27の範囲を囲い線32により一層明確化したうえで、各識別情報25を見やすくでき、かつ電子部品21との対応の認識性を良好とできる。

なお、以上において第3距離K3とは、特定の値の距離を指すものではない。第3距離K3は、隣接する識別情報25の間の表記間隔である。本実施の形態では、この第3距離K3が第2距離K2'（又はK2でもよいが）との比較として短いと認識される距離となっているものである。

また必ずしも基板10上の全ての識別情報群27において、識別情報25の間が第3距離とされていなくてもよい。例えばそれが識別情報25とされた複数の文字列が、縦

方向にのみ並べられている場合、第3距離K3を考えなくても良い。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0119

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0119】

図20A,図20Bで説明する。図20Bは例えば基板10の第一主面10x、図20Aは第二主面10yを示している。ここでは「C101」等の識別情報25を例示したが、いずれの識別情報25も、端辺12を基準としたものか、端辺13を基準としたものかのいずれかである。

即ち長辺が端辺12に平行な電子部品21に対応する識別情報25は、文字列方向が端辺12と平行とされ、端辺12が下側(矢印DR1で示す方向が上方)となる。

長辺が端辺13に平行な電子部品21に対応する識別情報25は、文字列方向が端辺13と平行とされ、端辺13が下側(矢印DR2で示す方向が上方)となる。

個々の電子部品21に対する識別情報25のそれぞれが、第1端辺基準と第2端辺基準のいずれかになるということは、全ての識別情報25の表記は、2つの辺(端辺12と端辺13)側から見て読み易い状態となっていることになる。

また文字列方向が電子部品21の長辺と平行になるため、電子部品21と識別情報25の対応関係も把握しやすい。

これにより識別情報25の対応関係を明確にし、かつ識別情報25が読み取りやすいようになる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 20】

